

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第88号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第134号）

- (1) 辰巳ダムのパンフレットにおいて、ダムが完成したら、高水時に清水が流れてくるように表示している根拠に関する文書
- (2) ダム完成後、高水時に清水が流下するために必要となる浄水施設の建設予定地及びその費用に関する文書

2 担当課（所） 土木部河川課

3 審査請求等の経緯

- (1) H19. 7. 24 公開請求 (4) H20. 1. 28 諮問
- (2) H19. 8. 7 不存在決定 (5) H22. 9. 3 答申
- (3) H19. 8. 31 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 パンフレットの表示について 当審査会において、本件公開請求に係るパンフレットを見分したところ、「ダムによる洪水調整イメージ図」において、ダム完成前後に流下する水の色を茶色と水色に色分けされていることを確認した。 しかしながら、実施機関は、このパンフレットは洪水による氾濫時の河川のイメージを示したものであり、ダム完成後の流下する水の色を茶色ではなく水色で表記したからといって、清水が流下することを意味するものではなく、色分けを行った根拠を記載した文書は存在しないと説明している。 現在使用されているパンフレット「犀川水系犀川辰巳治水ダム建設事業 辰巳ダム自然と歴史に触れ合うダム」を見ると、「ダムによる洪水調整イメージ図」のダム完成前後に流下する水の色はいずれも水色で表示されていることから、本件公開請求に係るパンフレットは、実施機関が主張するように、洪水による氾濫時の河川のイメージを表したもので、水の色には特段の意図がないものと推認されるので、実施機関の説明は特段不自然とまではいえない。</p> <p>2 浄水施設について 異議申立人は、本件公開請求に係るパンフレットの「ダムによる洪水調整イメージ図」において、流下する水の色がダム完成前に茶色であったものが、ダム完成後に水色で表示されていることから、懸濁物を除去する浄水施設の設置が計画されていると主張している。 一方、実施機関は、辰巳ダム建設事業で懸濁物を除去する浄水施設を設置する計画はなく、建設予定地及びその費用を記載した文書を作成する必要はないと説明している。 上記の現行のパンフレットを見ると、ダム完成前後に流下する水の色がいずれも水色で表記されており、また、浄水施設の記載もないことから、実施機関の説明は特段不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第88号

答 申 書

平成22年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年7月24日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 辰巳ダムのパンフレットにおいて、ダムが完成したら、高水時に清水が流れてくるように表示している根拠に関する文書
- (2) ダム完成後、高水時に清水が流下するために必要となる浄水施設の建設予定地及びその費用に関する文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年8月7日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

辰巳ダム建設事業では、請求人の主張する浄水施設の設置は計画していないため、請求に係る文書を作成する必要はなく、文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年8月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年1月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) パンフレットの表示について

本件公開請求に係る辰巳ダムのパンフレットの「ダムによる洪水調節のイメージ図」において、高水時に流下する水の色が、ダム完成前は茶色であるにもかかわらず、完成後は水色で表示されている。通常、高水になれば、懸濁物が多く含まれ、水色で表記できるような清水が流下することはないので、このように表記した根拠を公開請求したものである。

(2) 浄水施設について

以前のパンフレットでは、ダム完成の前後とも流下する水は同じ色で表示されていたが、色を違えて表示することからすると、懸濁物を取り除く浄水施設の追加が設計されていると思われるので、その設置予定場所及び必要となる費用について公開請求した。

もし、本件公開請求に係る公文書を不存在とするならば、パンフレットを改訂すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) パンフレットの表示について

本件公開請求に係る辰巳ダムのパンフレットの「ダムによる洪水調節のイメージ図」は、あくまで洪水による氾濫時の河川のイメージを示したものである。したがって、ダム完成前後に流下する水の色をそれぞれ茶色と水色に分けて表示したとしても、ダム完成後に、懸濁物を取り除かれて、清水が流下することを意味するものではない。

(2) 浄水施設について

辰巳ダム建設事業では、懸濁物を除去するような浄水施設の設置は計画していない。

したがって、本件公開請求に対応する公文書については、作成する必要もなく、文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

次の事項を記載した公文書である。

(1) 「犀川水系犀川辰巳治水ダム建設事業 辰巳ダム」と標記されたパンフレットの「ダムによる洪水調節イメージ図」において、「ダムがなく、河川改修も行われていない場合」の流下する水の色を茶色とし、「ダムがあり、河川改修も行われている場合」の水の色を水色で表示した理由

(2) 高水時に流下する水から懸濁物を除去するための浄水施設の設置予定場所及び必要と

なる費用

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

(1) パンフレットの表示について

当審査会において、本件公開請求に係るパンフレットを見分したところ、「ダムによる洪水調節イメージ図」において、ダム完成前後に流下する水の色を茶色と水色に色分けされていることを確認した。

しかしながら、実施機関は、このパンフレットは洪水による氾濫時の河川のイメージを示したものであり、ダム完成後の流下する水の色を茶色ではなく水色で表記したからといって、清水が流下することを意味するものではなく、色分けを行った根拠を記載した文書は存在しないと説明している。

現在使用されているパンフレット「犀川水系犀川辰巳治水ダム建設事業 辰巳ダム自然と歴史に触れ合うダム」を見ると、「ダムによる洪水調整イメージ図」のダム完成前後に流下する水の色はいずれも水色で表示されていることから、本件公開請求に係るパンフレットは、実施機関が主張するように、洪水による氾濫時の河川のイメージを表したもので、水の色には特段の意図がないものと推認されるので、実施機関の説明は特段不自然とまではいえない。

(2) 浄水施設について

異議申立人は、本件公開請求に係るパンフレットの「ダムによる洪水調整イメージ図」において、流下する水の色がダム完成前に茶色であったものが、ダム完成後に水色で表示されていることから、懸濁物を除去する浄水施設の設置が計画されているはずと主張している。

一方、実施機関は、辰巳ダム建設事業で懸濁物を除去する浄水施設を設置する計画はなく、建設予定地及びその費用を記載した文書を作成する必要はないと説明している。

上記の現行のパンフレットを見ると、ダム完成前後に流下する水の色がいずれも水色で表記されており、また、浄水施設の記載もないことから、実施機関の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、辰巳ダムのパンフレットの表示の一部が誤りであり訂正すべきであると主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 1 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 3 4 号)
平成 20 年 4 月 1 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 21 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 7 月 16 日 (第 198 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 7 月 30 日 (第 199 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 8 月 27 日 (第 200 回審査会)	○事案の審議を行った。